

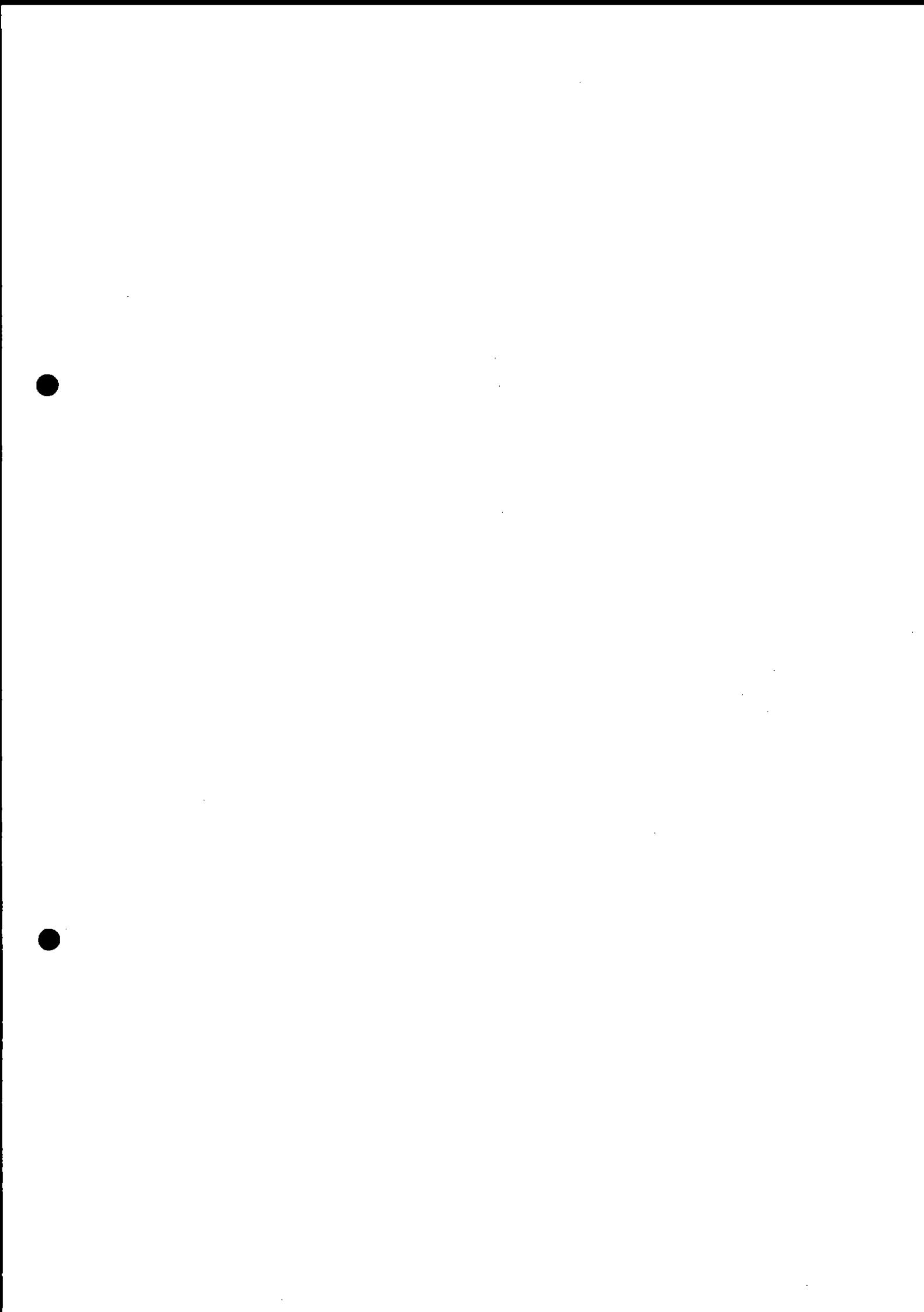
内閣参質一五六第六五〇号

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之 殿

参議院議員福島瑞穂君提出「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の実施状況に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島瑞穂君提出「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の

実施状況に関する質問に対する答弁書

一について

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「法」という。）附則第三条の規定に基づき調整して得られる新エネルギー等電気の基準利用量（以下「調整後の基準利用量」という。）は、法第五条の規定の施行の際現に電気事業者（法第二条第一項に定義する電気事業者をいう。以下同じ。）である者のうち、法第五条の規定に従つて新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認定した電気事業者に対し、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法附則第三条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法（平成十五年経済産業省告示第三十号）に従つて定められたものである。各電気事業者の平成十五年度における新エネルギー等電気の法第四条の規定により算定される基準利用量及び調整後の基準利用量は、別表第一のとおりである。

二について

法附則第三条に規定する経過措置は、法施行時点における新エネルギー等電気の利用実績が低い電気事業者に係る基準利用量は現実に即した量から開始して、平成二十二年度に向けて段階的に基準利用量が高くなり、平成二十二年度にはすべての電気事業者が法第四条の規定により算定される基準利用量を達成するように定められている。したがって、この経過措置は法の目的をないがしろにするものではない。

### 三について

すべての電気事業者に係る平成十五年度以降の調整後の基準利用量は、段階的に増加することが見込まれており、平成二十二年度には法第四条の規定により算定される基準利用量を達成するように定められることがから、電気事業者の新エネルギー等電気の利用のための努力は必要不可欠であり、新エネルギー等電気の普及のインセンティブになると考えている。

### 四について

すべての電気事業者に係る平成十五年度以降の調整後の基準利用量は、段階的に増加することが見込まれており、平成二十二年度には法第四条の規定により算定される基準利用量を達成するように定められることがから、新エネルギー等発電設備の普及促進が図られると考えている。

## 五について

法の背景となる基本的考え方は、電気事業者の利用する新エネルギー等電気の選択を当該電気事業者に委ねることにより、新エネルギー等発電事業者のコスト削減努力を促し、市場原理によつて、新エネルギー等の普及に係る国民負担を最小化することを目指すものである。このことから、法第二条第二項各号に掲げるエネルギーを同一の条件で取り扱つてゐる。なお、補助金は、それぞれの政策上の目的に応じて交付されるものであり、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする廃棄物発電以外の新エネルギー等発電設備に関しても補助金が交付されている。

## 六及び七について

バイオマスを熱源とする新エネルギー等発電設備に関しては、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第十二条及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等（平成十五年二月十三日付け十五資省部

第二十一号経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長通知）に基づき、当該設備の電気の供給量のうち、バイオマスを熱源とする熱を変換して得られる電気の量の比率を的確に把握できるものを見定すこととしており、法第十条に基づく供給した電気の量等の届出の際には、当該比率の計算根拠を確認することとしている。

また、新エネルギー等発電設備に係る情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に定める不開示情報が含まれていることから、当該情報のすべてを公開することは行っていない。

#### 八について

電源開発株式会社及び日本原子力発電株式会社は、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する卸電気事業者である。これらの者に新エネルギー等電気の利用を義務付けることは、義務の重複を招くことから、これらの者に対する義務付けは行っていない。また、核燃料サイクル開発機構は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者に該当せず、核燃料サイクルに関する技術開発に伴つて発電された電気を一般電気事業者に売電している特殊法人

であることから、同様の理由により義務付けは行っていない。

## 九について

お尋ねの「電力各社における新エネルギー等電気相当量を除く購入単価」は、別表第二のとおりである。

なお、電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電

気事業者は、「新エネルギー等電気相当量を除く購入単価」をあらかじめ設定していない。

## 十について

お尋ねの「新エネルギーの価値」すなわち「新エネルギー等電気相当量」の売買価格は、需給状況等を反映して、電気事業者と新エネルギー等発電事業者との取引において決められるものである。なお、家庭等に設置され、他の新エネルギー等電気に比べ発電コストが高い太陽光発電による電気については、法施行後も、一般電気事業者による余剰電力購入メニューにより、従前と同様の価格で売買されている。

別表第一

電気事業者名	法第四条の規定により算定される基準利用量 (kWh)	調整後の基準利用量 (kWh)
北海道電力株式会社	二五四、四五〇、〇〇〇	二五四、四五〇、〇〇〇
東北電力株式会社	六四六、〇一四、〇〇〇	三七八、六九七、〇〇〇
東京電力株式会社	二、四五一、五四六、〇〇〇	九八六、六五六、〇〇〇
中部電力株式会社	一、〇七〇、五三一、〇〇〇	三四四、五三八、〇〇〇
北陸電力株式会社	二三三、六〇六、〇〇〇	八四、四三六、〇〇〇
関西電力株式会社	一、二三三、八三三、〇〇〇	六〇九、八二五、〇〇〇

六本木エネルギーサービス株式会社	八七八、〇　〇	三〇、〇　〇	一五、〇　〇	六、八八三、〇　〇	三九〇、八四一、〇　〇	五七、七四五、〇　〇	一五六、三七二、〇　〇
東日本旅客鉄道株式会社	八六、〇〇〇	四四二、〇〇〇	四九、〇〇〇	五九、八八四、〇〇〇	六六六、七三〇、〇〇〇	二二八、三五七、〇〇〇	四八五、八七二、〇〇〇
ニ崎ユーティリティーサービス株式会社	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、八八三、〇〇〇	三九〇、八四一、〇〇〇	五七、七四五、〇　〇
中国電力株式会社							
四国電力株式会社							
九州電力株式会社							
沖縄電力株式会社							
諏訪エネルギーサービス株式会社							
会社							

住友共同電力株式会社	一一、〇〇〇					
ダイヤモンドパワー株式会社	四、六六三、〇〇〇					
丸紅株式会社	五一、〇〇〇					
イーレックス株式会社	一、五〇八、〇〇〇					
新日本製鐵株式会社	八六九、〇〇〇					
株式会社エナジット	五、一八九、〇〇〇					
サミットエナジー株式会社	一、〇〇四、〇〇〇					
大王製紙株式会社	七六八、〇〇〇					
	七六八、〇〇〇	五、一八九、〇〇〇	二九、〇〇〇	五二、〇〇〇	一、〇〇〇	一六〇、〇〇〇

株式会社サニックス

○

新日本石油株式会社

○

株式会社ジーティーエフ研究所

○

合計

七、三三七、五九〇、〇〇〇

三、二七六、七六七、〇〇〇

四三、〇〇〇

表(二) 風力

		電力会社名		夏季平日昼間		その他季平日昼間	
		北海道電力株式会社		三・三〇			
		東北電力株式会社		三・三〇			
		東京電力株式会社	六・九〇	三・〇〇	三・〇〇	その他	
		中部電力株式会社	五・四六	三・〇〇	三・〇〇		
		北陸電力株式会社	三・三〇	六・三〇	三・三〇		
		関西電力株式会社	四・一〇	四・一〇	三・〇〇		
四・一〇	三・三〇	北陸電力株式会社	五・四六	六・九〇	三・〇〇	三・〇〇	
四・〇〇	二・九〇	中部電力株式会社	四・九六	六・三〇	三・〇〇	三・〇〇	
二・七〇	一・七〇	東京電力株式会社	二・八一	三・四〇	三・〇〇	三・〇〇	

表(二) 太陽光

電力会社名	夏季平日昼間	その他季平日昼間	その他
東北電力株式会社	三・〇〇	四・三〇	三・八〇
北海道電力株式会社	三・〇〇	三・八〇	二・五〇

中国電力株式会社	三・三〇	四・五〇	三・三〇
四国電力株式会社	三・三〇	四・〇〇	三・三〇
九州電力株式会社	三・八〇	三・〇〇	二・〇〇
沖縄電力株式会社	三・八〇	三・〇〇	二・〇〇

							東京電力株式会社	
							中部電力株式会社	
							北陸電力株式会社	
							関西電力株式会社	
							中国電力株式会社	
							四国電力株式会社	
							九州電力株式会社	
							沖縄電力株式会社	
	六・九〇						六・三〇	
							三・四〇	
							五・四六	
							四・九六	
							二・九〇	
							一・七〇	
							二・八一	
							三・四〇	
三・八〇	三・〇〇	四・五〇	三・八〇	四・〇〇	三・九〇	二・九〇	四・九六	六・三〇
三・八〇	三・〇〇	四・〇〇	三・八〇	四・〇〇	三・九〇	一・七〇	二・八一	三・四〇
三・八〇	三・〇〇				三・八〇	四・〇〇		
三・八〇								

表 (三) 地熱

電力会社名	夏季平日昼間			その他季平日昼間		
	東北電力株式会社	北海道電力株式会社	東京電力株式会社	四・三〇	三・八〇	二・五〇
中部電力株式会社	五・四六	六・九〇	三・〇〇	四・三〇	三・〇〇	三・〇〇
北陸電力株式会社	三・三〇	六・三〇	一・八一	二・九〇	一・七〇	一・七〇
関西電力株式会社	四・一〇	六・九〇	三・四〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇

表(四) 水力

			中国電力株式会社	三・三〇	三・三〇	三・三〇
			四国電力株式会社	四・五〇	四・〇〇	二・〇〇
			九州電力株式会社	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
			沖縄電力株式会社	三・八〇	三・八〇	三・八〇
		夏季平日昼間				
東北電力株式会社	三・〇〇	四・三〇	その他季平日昼間			
	三・〇〇	三・八〇	その他			
	三・〇〇	二・五〇				

						東京電力株式会社	六・九〇	六・三〇	三・四〇
						中部電力株式会社	五・四六		
						北陸電力株式会社	三・三〇		
						関西電力株式会社	四・一〇		
						中国電力株式会社	三・三〇		
						四国電力株式会社	四・五〇		
						九州電力株式会社	三・八〇		
沖縄電力株式会社									
	三・八〇	三・〇〇	四・五〇	三・三〇	四・一〇	中国電力株式会社	三・三〇	五・四六	六・九〇
						四国電力株式会社	三・八〇	四・九〇	六・三〇
						九州電力株式会社	三・八〇	一・七〇	三・四〇
							三・八〇	二・七〇	二・八一

表(五) バイオマス

電力会社名	夏季平日昼間			その他季平日昼間			その他
	四・三〇	三・八〇	二・五〇	四・二〇	一・八〇	二・五〇	
北海道電力株式会社							
東北電力株式会社	四・九〇	六・三〇	四・二〇	一・八〇			
東京電力株式会社							
中部電力株式会社	五・四六	四・九六	三・四〇	二・八一	二・八一	二・五〇	
北陸電力株式会社	三・三〇	二・九〇	一・七〇				
関西電力株式会社	四・一〇	四・〇〇	二・七〇				
中国電力株式会社	四・二〇	三・八〇	二・三〇				

備考

四国電力株式会社	四・五〇	四・〇〇	二・〇〇
九州電力株式会社	四・二〇	三・七〇	二・三〇
沖縄電力株式会社	三・八〇	三・八〇	三・八〇

1 これらの表中の数字は、平成十五年四月一日時点の一キロワットアワーあたりの購入単価（円／kWh）を示したものである。

2 これらの表において「夏季平日」とは、七月一日から九月三十日までのうち休日（日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日をいう。

3 これらの表において「その他季平日」とは、「夏季平日」及び休日等（休日、一月二日、一月三日、

四月三十日、五月一日、五月二日、十二月三十日及び十二月三十一日をいう。ただし、東北電力株式会社の項では、これらの日に一月四日及び十二月二十九日を加え、北陸電力株式会社及び中国電力株式会社の項では、これらの日に一月四日を加え、四月三十日を除く。以下同じ。）を除く日をいう。

4 これらの表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までの時間をいう。

5 これらの表において「その他」とは、「夏季平日昼間」及び「その他季平日昼間」を除く時間をいう。

6 表（一）中中部電力株式会社の項において、低圧（百ボルト又は二百ボルトをいう。以下同じ。）で受電する場合にあっては、夏季平日昼間、その他季平日昼間及びその他のいづれについても購入単価は三・八七円とする。

7 表（二）中中部電力株式会社の項において、低圧で受電する場合にあっては、夏季平日昼間、その他季平日昼間及びその他のいづれについても購入単価は四・九六円とする。

8 これらの表において、北海道電力株式会社の項「夏季平日昼間」の欄中「夏季平日」とあるのは、「十二月一日から二月末日までのうち休日、一月二日、一月三日、十二月三十日及び十二月三十一日を除く日」と読み替えるものとする。

9 これらの表において、関西電力株式会社の項「夏季平日昼間」の欄中「夏季平日昼間」とあるのは「夏季平日の午前十時から午後五時までの時間」と、「その他季平日昼間」の欄中「その他季平日昼間」とあるのは「夏季平日の午前八時から午前十時まで及び午後五時から午後十時まで並びにその他季平日の午前八時から午後十時までの時間」と読み替えるものとする。

10 表(二) 中四国電力株式会社の項「夏季平日昼間」の欄中「夏季平日」とあるのは「七月一日から九月三十日までの期間」と、「その他季平日昼間」の欄中「その他季平日」とあるのは「一月一日から六月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

